

◇給与支払報告書の提出について◇

給与の支払者は、法人・個人を問わず前年中に支払った（支払いの確定した）給与について、給与支払額の多少にかかわらず、専従者・アルバイト・パート・役員等を含むすべての従業員の給与支払報告書（総括表及び個人別明細書）を作成し、従業員の1月1日現在（退職の場合は退職日現在）における住所地の市町村長に提出することが法令により義務付けられています。（地方税法第317条の6）

- ◆所得税の源泉徴収票とは異なり、すべての従業員について提出していただく必要があります。
- ◆給与支払報告書は、個人道・町民税の課税の根拠となる重要な書類ですので、正しく記入のうえ、必ずご提出ください。

●小平町へ提出していただく対象者

平成25年1月1日から12月31日までに給与（給料、賃金、賞与、俸給等）を支払った従業員（専従者・アルバイト・パート・役員等を含む）のうち、次のいずれかに該当する全員について、給与支払額の多少にかかわらず提出してください。

- ◆毎年1月1日現在の在職者のうち、同日現在に小平町にお住まいの方。
- ◆前年中の退職者のうち、退職日現在に小平町にお住まいの方。



●提出期限及び提出方法

平成26年1月31日（金）までに総括表とあわせて、郵便または信書便により送付していただくか、窓口にて提出してください。

※期限が近づくと窓口が混み合いますので、お早めに提出してください。

●電子申告による提出

個人道・町民税にかかる特別徴収関連手続きについて、地方税ポータルシステム（e L T A X : エルタックス）を利用し、インターネットによる受付も行なっています。

e L T A X（エルタックス）を利用すると申告書等の作成・提出において、チェック機能により入力誤りや計算誤りが防止でき、郵送料等も不要なうえ、1回のデータ送信操作で複数の地方公共団体（参加団体）に提出できる等のメリットがあります。



◎問い合わせ先 財政課税務係（内線216・217）

◇新しい民生委員・児童委員が厚生労働大臣より委嘱されました◇

民生委員・児童委員は、社会奉仕の精神をもって、地域住民の立場で生活に関する困りごとの相談に応じ、必要な援助を行い、関係行政機関の業務に協力するなどして、社会福祉の増進に努めるボランティアです。

民生委員・児童委員には、町民の人権とプライバシーを守るために秘密を厳守する義務があります。皆さんの秘密は守られますので、安心してご相談ください。

【民生委員・児童委員の主な活動内容】

◆住民の生活状態を必要に応じて把握し、援助を必要とする方が自立した日常生活を営めるように、相談に応じて助言その他の援助を行います。

◆地域の児童及び妊産婦の健康状態、生活状態を把握して、それらの方々が必要な援助を受けられるよう調整します。

民生委員・児童委員のうち、特に児童に関する専門的知識・経験を有する方が主任児童委員に指名され、児童福祉に関する事項を専門に担当し、地域を担当する民生委員・児童委員とともに、児童福祉関係機関との連絡・調整を行い、児童福祉の推進に努めています。

委員氏名	住 所	担 当地域
管野千恵子	小平町	真砂町・高砂町・新町2
小松 清江	小平町	旭町1・新町
小林 裕	小平町	本町・末広町・中央町
斉藤 晃	小平町	旭町・旭町3
小方 靖子	豊平	豊平・白谷1～4
加藤 和子	富里	本郷・富里・桑園・折真布・沖内・平和
櫻井 恭子	寧楽	寧楽・住吉
酒井 清美	達布	達布・滝下
松本 省二	大楨	大楨
小川千寿子	鬼鹿広富	秀浦・広富・港町1
岡崎 恵子	鬼鹿港町	港町2・港町3
谷口栄美子	鬼鹿田代	田代・元浜・千松・豊浜
濱野 広美	鬼鹿港町	小平町全域（主任児童委員）
勝原みゆき	小平町	小平町全域（主任児童委員）

◎問い合わせ先 保健福祉課福祉係（内線272）、社会福祉協議会（☎59-1643）